

令和8年9月吉日

お客さま 各位

富山県信用組合

各種規定等改定のお知らせ

平素より、富山県信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて当組合が実施する「手形・小切手の最終振出期限の設定」、「他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」に伴い下記のとおり各種規定等を改定いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 改定日

令和8年10月1日（木）

2. 改定規定等

- （1）当座勘定規定（一般当座用）
- （2）流動性預金共通規定
- （3）納税準備預金規定
- （4）通知預金規定
- （5）定期預金共通規定
- （6）定期積金規定

※改定内容の詳細につきまして別紙【当座勘定規定（一般用）の新旧対照表】および【各種規定（当座勘定除く）の新旧対照表】をご参照ください。

以上

詳しくは、お取引店舗までおたずねください

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

※下線が改定

新（改定）	旧（現行）
当座勘定規定（一般用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4）＜同右＞ 第2条～第6条＜同右＞ 第7条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）～（5）＜同右＞ 第8条（手形、小切手用紙） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 （3）～（7）＜同右＞	当座勘定規定（一般用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （2）～（4）【省略】 第2条～第6条【省略】 第7条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（5）【省略】 第8条（手形、小切手用紙） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）～（7）【省略】

第9条～第17条＜同右＞ 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載がないものまたは手形で受取人の記載にないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 第20条～第32条＜同右＞ <u>(2026. 10. 1)</u>	第9条～第17条【省略】 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載がないものまたは手形で受取人の記載にないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 第20条～第32条【省略】 (2025. 8. 1)
--	--

小切手用法 1. この小切手用紙は、取引店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>(削除)</u> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～8 <同右>	小切手用法 1. この小切手用紙は、取引店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～8 【省略】
約束手形用法 1. この手形用紙は、取引店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、取引店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。 4～8 <同右>	約束手形用法 1. この手形用紙は、取引店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、取引店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>で きるだけ</u>記入してください。 4～8 【省略】
為替手形用法 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明	為替手形用法 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明

確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>削除</u>記入してください。 5～10＜同右＞	確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 5～10【省略】
--	---

各種規定（当座勘定除く）新旧対照表

2. 新旧対照表

※下線が改定点

新（改定）	旧（現行）
流動性預金共通規定 この流動性預金共通規定は、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）納税準備預金規定および貯蓄預金規定に共通して適用されます。 1～2＜同右＞ 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続をすませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭およびウェブサイト表示によりお知らせした代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 4～15＜同右＞ 以上 (2026.10.1 現在) 納税準備預金規定 1＜同右＞	流動性預金共通規定 この流動性預金共通規定は、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）納税準備預金規定および貯蓄預金規定に共通して適用されます。 1～2 3.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続をすませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭およびウェブサイト表示によりお知らせした代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 4～15【省略】 以上 (2021.8.10 現在) 納税準備預金規定 1【省略】

2. (預金の払戻し) (1) ~ (2) <同右> (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。 <u>(削除)</u> (4) <同右> 3 ~ 5 <同右> 以上 (<u>2026.10.1</u> 現在) 通知預金規定 1 ~ 3 <同右> 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) <同右> 5 ~ 16 <同右> 以上 (<u>2026.10.1</u> 現在) 定期預金共通規定 この定期預金共通規定は、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金 (M型) 規定、自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定、自由金利型定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利	2. (預金の払戻し) (1) ~ (2) 【省略】 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の金融機関振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u> (4) 【省略】 3 ~ 5 【省略】 以上 (2020.4.1 現在) 通知預金規定 1 ~ 3 【省略】 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 【省略】 5 ~ 16 【省略】 以上 (2020.4.1 現在) 定期預金共通規定 この定期預金共通規定は、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金 (M型) 規定、自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定、自由金利型定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利
---	---

定期預金規定、据置期間後解約自由定期預金規定、および自動継続据置期間後解約自由定期預金規定に共通して適用されます。 1 <同右> 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) <同右> 3～12 <同右> 以上 (<u>2026. 10. 1</u> 現在) 定期積金規定 1～2 <同右> 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) <同右> 4～19 <同右> 以上 (<u>2026. 10. 1</u> 現在)	定期預金規定、据置期間後解約自由定期預金規定、および自動継続据置期間後解約自由定期預金規定に共通して適用されます。 1 【省略】 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 【省略】 3～12 【省略】 以上 (2020. 4. 1 現在) 定期積金規定 1～2 【省略】 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 【省略】 4～19 【省略】 以上 (2020. 4. 1 現在)
---	---